

入札説明書

この入札説明書は、「保原高等学校無線LAN敷設委託業務」について、次のとおり一般競争入札（以下、「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立保原高等学校 校長 高橋 文彦

2 入札に付する事項

- (1) 件名 保原高等学校無線LAN敷設業務委託
- (2) 業務内容 入札説明書及び業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年2月24日まで
- (4) 履行場所 福島県伊達市保原町字元木地内

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 5(3)に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
 - (4) 過去2年間において、業務仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の経験を有する者であること。
- なお、敷設対象施設の種類及び数を問わない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式、以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記5(1)に示す場所に5(3)まで提出し、当該資格の確認申請すること。なお、期日までに当該申請を行わなかった場合、本件入札に参加する資格が与えられないもので、十分に注意すること。

なお、提出された資格確認申請書の審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）により、入札者に通知するものとする。

ア 無線LAN敷設業務履行実績調書（様式任意）

過去2年間において、本件業務と同等の業務の履行実績を証明するもの（契約書の写し又は発注機関が発行した実績証明書等、発注機関・業務内容・業務期間・契約金額等が明示されているもの。民間・官公庁いずれに対する実績は問わない。）

イ 福島県内に本店又は支店・営業所を有することを証明する書類

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項の示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒960-0604 福島県伊達市保原町字元木23番地
福島県立保原高等学校 事務室
電話 024-575-3207
FAX 024-575-3211

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限

令和4年5月23日（月）から令和4年6月3日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）の
午前8時30分から午後4時00分まで

(3) 資格確認申請書の提出場所及び提出期限

ア 場所 5(1)に同じ
イ 期限 令和4年6月3日（金）午後4時まで ※必着
なお、申請書類は郵送による提出を可とする。（提出期限必着とする。）

(4) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和4年6月10日（金）午前10時
場所 福島県立保原高等学校 会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第5号様式）に必要とする事項を記載し、上記5(4)
に示す日時及び場所に提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し
イ 委任状（第6号様式）
代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10
に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者
であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人
の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印（イ又はウで押印した印）を押印すること。
ただし、入札金額についてはこれを認めない。

(4) 一般競争入札参加資格確認結果通知書（第4号様式）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退した場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条（別記2）及び第253条（別記3）による。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5(4)で指定する場所及び日時で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

9 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立保原高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式第1号）により、令和4年5月27日（金）までに発注者に説明を求めることができる。

回答は、福島県立保原高等学校のホームページに入札説明書等に関する回答書（第2号様式）を掲載する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人又はその代理人が出席して入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるとときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の入札をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
 - ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
 - ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

12 入札書の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札書
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者がした入札の入札書
- (4) 委任状を持参しない代理人がした入札書
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が入札した入札書
- (6) あて先、商号又は名称、記名、押印のいずれかを欠く入札書
- (7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札書を提出し、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札書
- (11) 鉛筆書きによる入札書
- (12) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者が提出した入札書

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決める。
- (3) 入札者がいないとき、再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができます。
- (4) 落札者は落札決定後、入札金額の内訳書を提出すること（様式任意）

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記4）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第251条（別記5）及び第253条（別記6）による。

15 契約書等の作成

- (1) 委託契約書（以下、「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときとする。
- (3) 落札者が、(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約条項は、契約書による。

福島県財務規則（抜粋）

別記1

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (4) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) その他別に定めるとき。

2 略

別記2

（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合においては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

別記3

(入札保証金の還付)

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

別記4

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意規約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれないと認められるとき。

- (6) 1件 500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
 - (7) 1件 500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (8) 1件 300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあっては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (12) 1件の契約金額が 500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
 - (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
-
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

別記5

(契約保証金の納付等)

第 231 条 契約権者は、第 229 条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならぬ。

- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

別記6

(契約保証金の還付)

第 233 条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

(様式第1号)

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

令和 年 月 日

(業務執行権者)

福島県立保原高等学校長

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
(作成担当者)

業務名	保原高等学校無線LAN敷設業務委託
質問事項	

(第2号様式)

条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

令和 年 月 日

(業務執行権者)

福島県立保原高等学校長

印

業務名	保原高等学校無線LAN敷設業務委託
質問事項	
回答事項	

(第3号様式)

条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書

令和 年 月 日

(業務執行権者)

福島県立保原高等学校長

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
(作成担当者)

令和4年5月23日付けで公告のありました下記の保原高等学校無線LAN敷設業務委託に係る入札参加資格の確認に必要な書類について、下記のとおり提出します。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名	保原高等学校無線LAN敷設業務委託
提出する書類の件名	

(第4号様式)

一般競争入札参加資格確認通知書

福島県立保原高等学校長

さきに申請のありました一般競争入札に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したのでお知らせします。

記

公告日	令和4年5月23日付け公告	
委託名	保原高等学校無線LAN敷設業務委託	
	有	
	無	
本公告に係る 入札参加資格 の有無	入札参加資格が ないと認めた理由	

※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めるることができます。

2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

(第5号様式)

入札書（見積書）

※1

金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	円也
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

委託業務名 保原高等学校無線LAN敷設業務委託
委託場所 福島県立保原高等学校

くじの数

--	--	--

※2

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

※3

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

（代理人 氏名

印）

（あて先） 福島県立保原高等学校長

（※1）アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

（※2）同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値（000～999。空欄をつくりないこと。012のように0（ゼロ）を記載する）を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者名簿の登録番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

（※3）入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載すること。

（※4）※3において押印を省略する場合のみ余白に記載すること。

入札書として使用する際は「（見積書）」の文字を二重線で消すこと。見積書として使用する場合は「入札書」の文字を二重線で消すこと。再度入札（見積）の場合は入札書（見積書）の前に「再」と記入すること

(様式第6号)

委任状

令和 年 月 日

福島県立保原高等学校長 様

委任者

住 所

商号又は名称

代表者名

印

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和4年6月10日に執行される「保原高等学校無線LAN敷設業務
委託」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県立保原高等学校長 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所

氏 名

印